# 第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針

第29回全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という。)における競技役員等の編成は、全スポにおける各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

### 1 基本方針

- (1) 全スポの競技役員等の編成は、島根県準備(実行)委員会が、競技団体等と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

### 2 競技役員等の定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。
- ①主に競技会(試合等)運営に携わる役職

役職名		定義	編成方針				
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成する				
			こととし、必要に応じて中央及び近県競技団				
			体関係者を含めて編成する。				
	運営員	競技会の運営に直接携わる 者(審判員を除く)	原則として、県競技団体関係者が編成するこ				
			ととし、必要に応じて中央及び近県競技団体				
			関係者を含めて編成する。				
競技補助員		競技役員の業務の補助に携	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する				
		わる者	当該競技団体関係者をもって編成する。				

### ②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方針
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車 場等の競技会を支援する 間接的な業務に携わる者	県及び会場地市町村関係者をもって編成す る。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助 に携わる者	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する 者をもって編成する。

(2) 全スポの競技役員等の編成案は、島根県準備(実行)委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

#### 3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、 次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

#### 4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される 業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会(試合等)運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行
役   員 	運営員	報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

## ② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	業務内容	
	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管	
競技会係員	理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等	
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。	